

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和5（2023）年度補正予算概要	1
2 令和6（2024）年度予算概要	2～4
3 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の 提供に関する条例の一部を改正する条例の骨子	5～6
4 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく 債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例の骨子（総務部所管分）	7～8
5 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の骨子	9～10
6 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の骨子	11～16
7 包括外部監査契約の締結について	17

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
一般管理費	15,000	行政事務関係経費増 人事・給与システム関係経費増	15,000 15,000
デジタル推進費	△ 2,077	行政事務デジタル推進費減 情報システム標準化経費減	△ 2,077 △ 2,077 (国) デジタル基盤 改革支援補助金 △ 4,356

職員費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
一般部局 職員費	326,407	退職手当増	326,407 (その他) 退職手当 基金繰入金 163,203
教育委員会 職員費	23,984	退職手当増	23,984 (その他) 退職手当 基金繰入金 11,992
消防 職員費	21,937	退職手当増	21,937 (その他) 退職手当 基金繰入金 10,969

[繰越明許費]

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	人事・給与システム関係経費	15,000

[債務負担行為]

(変更)

(単位：千円)

事項	補正前	補正後
	限度額	限度額
情報システム標準化再構築等業務委託料	2,038,407	2,000,905

2 令和6（2024）年度予算概要

一般会計

[歳出]

総務費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
一般管理費	183,305	表彰費	2,057 (道)
		表彰審議委員会委員報酬	30 防災対策
		市功労賞表彰経費	820 事業費補助金
		市民貢献賞表彰経費	772 5,200
		市長賞表彰経費	435 (その他)
		交際費	3,500 広告収入
		北方領土復帰促進費	818 520
		平和都市推進関係経費	2,865 (その他)
		防災対策経費	45,222 その他の雑入
		防災会議関係経費	260 9,542
		(委員報酬 60、その他)	
		防災意識普及啓発関係経費	1,545
		災害用備蓄品等関係経費	17,680
		地域防災力強化経費	1,273
		防災訓練関係経費	4,332
		防災無線システム経費	13,809
		避難行動要支援者支援関係経費	3,660
		恵山火山対策経費	82
		その他諸経費	2,581
		包括外部監査委託料	11,000
		文書・法規関係経費	5,777
		行政不服審査会委員報酬	120
		情報公開・個人情報保護審査会委員報酬	100
		個人情報保護運営審議会委員報酬	35
		市例規システム運用経費（債務負担行為分）	1,425
		文書廃棄所要経費	1,104
		その他諸経費	2,993
		職員採用等試験関係経費	4,884
		職員研修所要経費	15,336
		職員厚生関係経費	25,418
		職員厚生会交付金	3,486
		職員安全衛生管理所要経費	21,734
		職員健康診断・予防接種業務委託料	19,227
		(債務負担行為分 18,989、その他)	
メンタルヘルス対策関係経費	2,507		
その他諸経費	198		
北海道市町村職員共済組合恩給条例給付払込金	75		
行政事務関係経費	20,827		
人事・給与システム関係経費	20,827		

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		その他所要経費 45,526 郵便料 5,431 施設間文書等集配業務委託料 16,549 その他諸経費 23,546	
庁 舎 管 理 費	508,617	庁舎維持管理所要経費 421,887 燃料費 21,049 電気料、水道料等 67,118 電信電話料 21,760 清掃、警備等委託料 209,012 維持補修費 61,620 本庁舎駐車場管理費 6,906 公用車集中管理費 23,466 自動車損害保険料 5,456 議場等会議システム関係経費 899 その他諸経費 4,601 本庁舎設備改修事業費 86,730	(その他) 駐車場使用料 4,577 (その他) 広告収入 150 (その他) 庁舎維持管理費負担金 1,738
デジタル推進費	1,522,912	行政事務デジタル推進費 1,522,912 情報システム標準化経費 1,009,466 (債務負担行為分 937,605、その他) デジタル活用推進費 7,299 北海道電子自治体関係経費 19,343 庁内情報システムネットワーク管理費 84,619 電子計算機運用関係経費 401,825 地方公共団体情報システム機構負担金 360	(国) デジタル基盤改革支援補助金 163,040 (国) 社会保障・税番号制度個人番号カード交付事業費補助金 1,391 (国) 社会保障・税番号制度システム整備事業費補助金 4,920
徴 税 費	30	固定資産評価審査委員報酬 30	
統 計 調 査 費	9,081	各種統計調査所要経費 8,917 国勢調査調査区設定費 2,327 学校基本調査費 103 全国家計構造調査費 4,143 (従事者報酬 3,121、その他) 農林業センサス費 2,274 (従事者報酬 2,072、その他) 経済センサス調査区管理費 25 統計調査員確保対策事業費 45 その他所要経費 164	(国) 統計調査委託金 8,917

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
大間原発訴訟費	10,604	大間原発訴訟関係経費	(その他) 大間原発訴訟 基金繰入金 10,604

職員費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
議会事務局 職員費	118,551	職員給与費 15人(3人)	
一般部局 職員費	11,234,732	職員給与費 10,515,484 特別職(市長、副市長) 3人 55,668 一般職 1,264人(394人) 10,459,816 嘱託報酬及び共済費 8人 19,511 退職手当 699,737	(その他) 退職手当 基金繰入金 283,307 (その他) 職員費振替収入 31,700
教育委員会 職員費	2,522,062	職員給与費 2,395,582 特別職(教育長) 1人 13,983 一般職 251人(155人) 2,381,599 退職手当 126,480	(その他) 退職手当 基金繰入金 22,210
選挙管理委員会 職員費	67,868	職員給与費 8人 67,868	
監査委員事務局 職員費	85,779	職員給与費 85,779 特別職(常勤監査委員) 1人 13,652 一般職 8人 72,127	
農業委員会 職員費	10,487	職員給与費 1人 10,487	
消防 職員費	3,162,363	職員給与費 399人(10人) 2,981,852 退職手当 180,511	(その他) 退職手当 基金繰入金 60,255

※説明欄の()内の人員は、再任用短時間勤務職員およびパートタイム会計年度任用職員(外数)である。

[債務負担行為]

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎駐車場自動管理システム使用料	令和7(2025)年度から 令和13(2031)年度まで	60,830

3 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

イ 第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

(3) 条例の施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

**函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表**

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。</p> <p>(4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p align="right">(新設)</p> <p align="right">(新設)</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により、市長の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う別表第1の左欄に掲げる事務および市長または教育委員会（法令の規定により、教育委員会の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長または教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、市長（法令の規定により、市長の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う別表第1の左欄に掲げる事務および市長または教育委員会（法令の規定により、教育委員会の権限に属する事務の全部または一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下同じ。）が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長または教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

4 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例および函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の骨子（総務部所管分）

(1) 条例改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正（第1条関係）

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

イ 函館市公営企業の設置等に関する条例の一部改正（第2条関係）
企業局所管のため略

(3) 条例の施行期日

令和6年4月1日

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除
に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

現 行	改 正 案
<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>	<p>(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>

5 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

結核性疾患以外の疾患により休職にされた職員に対する給与の支給対象期間を短縮するため

(2) 条例改正の内容

満2年に達するまでの8割の休職給が支給されることとなる，療養を要する心身の故障の種類を結核性疾患のみとする。

休職給の 支給期間	現 行	改 定 後 (国と同様)
満2年に 達するまで	<ul style="list-style-type: none"> ・結核性疾患 ・<u>その他市長が定める疾病</u> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>高血圧症</u> (2) <u>心臓疾患</u> (3) <u>悪性新生物による疾患</u> (4) <u>中枢神経系統の疾患</u> (5) <u>精神性の疾患</u> (6) <u>糖尿病</u> (7) <u>国または道が特定疾患に指定する疾患</u> (8) <u>難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項に指定する指定難病</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・結核性疾患
満1年に 達するまで	上記以外の心身の故障 (公務・通勤災害を除く)	上記以外の心身の故障 (公務・通勤災害を除く)

(3) 条例の施行期日 令和6年4月1日

施行日前において，結核性疾患以外の心身の故障により休職発令を受けている場合は，当該休職期間の満了日までは改正前の休職給による。

(この経過措置の適用については，休職発令の時期毎に判断されるものであり，施行日以後の休職発令の場合は改正後の休職給の規定に基づく。)

一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(休職給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患<u>その他市長が別に定める疾病</u>にかかり，地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間が満2年に達するまで，これに給料，扶養手当，住居手当，地域手当，期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>(休職給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり，地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは，その休職の期間が満2年に達するまで，これに給料，扶養手当，住居手当，地域手当，期末手当および寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3～7 (略)</p>

6 函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

パートタイム会計年度任用職員に支給される報酬の算定方法を改めるため

(2) 条例改正の内容

ア 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数が5日であるもの以外のものに係る報酬額について、日額報酬に当該年度の勤務日（休日を除く。）の日数を乗じて得た数を当該年度における任期の月数で除して得た額とする。（第11条第3項）

イ 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額について、時間額報酬に1日当たりの勤務時間を乗じて得た額とする。（第11条第4項）

ウ 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬額について、基準月額を、7.75に基準勤務日数（当該年度の日数から日曜日、土曜日および休日を差し引いた日数）を乗じて得た数を12で除して得た数で除して得た額とする。（第11条第5項）

エ 第11条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の算定に使用する勤務1時間当たりの報酬額について、月額報酬に当該年度における任期の月数を乗じ、その額を1日当たりの勤務時間に当該年度の勤務日（休日を除く。）の日数を乗じて得た数で除して得た額とする。（第19条第1項第1号イ）

オ 第11条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額の算定に使用する勤務1時間当たりの報酬額について、第19条第1項第1号イの規定により計算して得た額とする。(第19条第2項第1号イ)

(3) 条例の施行期日

令和6年4月1日

函館市会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、月額、日額または時間額（時間を単位とする額をいう。以下同じ。）で定めるものとする。</p> <p>2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p align="right">(新設)</p> <p><u>3</u> 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、<u>基準月額を21で除して得た額</u>に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間<u>を7.75で除して得た数</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（<u>1週間ごとの勤務日（次条第1項各号列記以外の部分に規定する正規の勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。）の日数が5日であるものに限る。</u>）の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p><u>3</u> 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員（<u>1週間ごとの勤務日の日数が5日であるもの以外のものに限る。</u>）の報酬の額は、<u>次項の規定の例により算出した額に当該年度の勤務日（任命権者が定める休日を除く。第19条第1項第1号イにおいて同じ。）の日数を乗じて得た数を当該年度における任期の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>4</u> 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、<u>次項の規定の例により算出した額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間（当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日以外の日（任命権者が定める休日を除く。）において定められた勤務時間に係るものに限る。第19条第1項第2号において同じ。）</u>を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</p>

4 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

5 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容および責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等に照らして第3条および第4条の規定を適用して得た額に、市長が別に定める額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第12条 （略）

2 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第13条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第14条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第17条 （略）

2・3 （略）

5 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を、7.75に基準勤務日数（当該年度の日数から、函館市の休日を含む。）を差し引いた日数をいう。）を乗じて得た数を12で除して得た数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

6 第2項および前項（第4項（第3項においてその例による場合を含む。））においてその例による場合を含む。）の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容および責任、職務遂行上必要となる知識、技術および職務経験等に照らして第3条および第4条の規定を適用して得た額に、市長が別に定める額を加算した額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第12条 （略）

2 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の夜間勤務に係る報酬）

第13条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第14条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第17条 （略）

2・3 （略）

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 第12条から第14条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日(その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に当該1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 第11条第3項の規定により計算して得た報酬の日額を当該パー

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第19条 (略)

(1) 月額で報酬を定める場合 次のアまたはイに掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれアまたはイに定める額

ア 第11条第2項に規定するパートタイム会計年度任用職員 同項の規定により計算して得た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから当該年度の任命権者が定める休日(その日が日曜日または土曜日に当たる日を除く。)の日数に当該1週間当たりの勤務時間を5で除した時間を乗じた時間を減じたもので除して得た額

イ 第11条第3項に規定するパートタイム会計年度任用職員 同項の規定により計算して得た報酬の月額に当該年度における任期の月数を乗じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間(当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務を要しない日以外の日(任命権者が定める休日を除く。))において定められた勤務時間に係るものに限る。)に当該年度の勤務日の日数を乗じて得た数で除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 第11条第4項の規定により計算して得た報酬の日額を当該パー

トタイム会計年度任用職員について定められた
1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 第11条第4項
の規定により計算して得た報酬の時間額

2 第17条に規定する勤務1時間当たりの報酬額
は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各
号に定める額とする。

(1) 月額で報酬を定める場合 第11条第2項の
規定により計算して得た報酬の月額に12を乗
じ、その額を当該パートタイム会計年度任用職
員について定められた1週間当たりの勤務時間
に52を乗じたもので除して得た額

(2) 日額で報酬を定める場合 前項第2号の規
定により計算して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 前項第3号の
規定により計算して得た額

トタイム会計年度任用職員について定められた
1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額で報酬を定める場合 第11条第5項
の規定により計算して得た報酬の時間額

2 (略)

(1) 月額で報酬を定める場合 次のアまたはイ
に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分
に応じ、それぞれアまたはイに定める額

ア 第11条第2項に規定するパートタイム会計
年度任用職員 同項の規定により計算して得
た報酬の月額に12を乗じ、その額を当該パー
トタイム会計年度任用職員について定められ
た1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもの
で除して得た額

イ 第11条第3項に規定するパートタイム会計
年度任用職員 前項第1号イの規定により計
算して得た額

(2) (略)

(3) (略)

7 包括外部監査契約の締結について

(1) 包括外部監査契約の締結

地方自治法第252条の36第1項の規定により、次の内容で包括外部監査契約を締結したい。

(2) 契約の内容

ア 契約の目的

当該契約に基づく監査および監査の結果に関する報告

イ 契約の期間の始期

令和6（2024）年4月1日

ウ 契約の金額

11,000,000円を上限とする額

エ 契約の相手方

住所 函館市千代台町13番1号

氏名 田中 綾太郎

資格 弁護士